

# ・任意継続被保険者制度のしおり

2024年3月

項目	任意継続被保険者
加入資格要件	退職日までに <b>継続して2ヶ月以上の被保険者期間</b> がある方
被保険者期間	資格取得日(退職日の翌日)から2年間
加入手続	<p>以下の書類を当健保へご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・任意継続被保険者資格取得申請書(帳票No:T-211)</li><li>・自動振替サービス確認書 →口座振替(自動引落)を希望する方のみ。</li></ul> <p>&lt;保険料納付方法は、振込または口座振替(自動引落)を選択&gt;</p> <p>※「自動振替サービス確認書」は、各社健保担当者または当健保にご請求ください。</p> <p>【注】被扶養者申請を行う方は、上記に加え、別途「被扶養者申請書(帳票No:T-011)」と「被扶養者申請に伴う状況届(帳票No:T-013)※扶養状況確認書類を添付」をご提出ください。</p> <p>※但し、退職日の時点で既に当健保の被扶養者となっている場合は、改めての「被扶養者申請書」及び「被扶養者の申請に伴う状況届」の提出は不要です。</p>
提出期限	<p><b>退職日の翌日から「20日以内」</b></p> <p>※<u>健康保険法の定めにより、提出期限を経過した以降の申請は受付できません。</u></p>

項目

任意継続被保険者

保険料  
(2024年度)  
【毎年見直しあり】

※保険料は、  
標準報酬月額  
×  
保険料率  
で計算

- ① **全額自己負担となります。**
- ② 標準報酬月額: 「退職時の標準報酬月額」または「当健保の全被保険者の標準報酬月額を平均した額(前年の9月30日時点)」(以下、標準報酬月額の上限)のいずれか少ない額が適用  
※2024年度(2024年4月～2025年3月)の標準報酬月額の上限: 440,000円

<毎年見直しあり>

- ③ 2024年度(2024年4月～2025年3月)保険料率  
一般: 85.0/1000、介護: 18.5/1000 <毎年見直しあり>

- ④ 2024年度(2024年4月～2025年3月)年間保険料額 ※標準報酬月額別の保険料額例は以下の通り  
例1: 標準報酬月額の上限 440,000円が適用の場合

月払	半年払	1年払
45,540円 × 12	270,136円 × 2	535,026円

- 例2: 退職時の標準報酬月額 320,000円が適用の場合

月払	半年払	1年払
33,120円 × 12	196,462円 × 2	389,110円

・上記金額には、介護保険料を含みます。  
・半年払、1年払は、前納制度活用による割引適用額となります。

- ⑤ 保険料の支払(納付)単位: 月払、半年払、1年払の何れから選択ください。  
※前納(半年払・1年払)には割引適用あり
- ⑥ 保険料支払(納付)方法: 振込又は口座振替(自動引落)で納付いただきます。  
**※但し、口座振替を選択された方でも、振替手続き完了まで(加入後2～3ヶ月間)は、『振込・月払』にて納付いただきます(前納選択の場合も同様)ので、ご承知おきください。**

項目	任意継続被保険者
資格喪失要件	<p>下記理由以外で脱退することはできません <b>《必ず事前にご確認願います》</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 任意継続被保険者の資格期間(2年間)が満了したとき</li><li>② 保険料を納付期限(毎月10日)までに納めなかったとき</li><li>③ 再就職をして他の健康保険組合等の被保険者になったとき</li><li>④ 本人が亡くなったとき</li><li>⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき</li><li>⑥ 資格喪失の希望を申し出て健保組合が受理したとき</li></ul> <p>※上記 ③～⑥に該当した場合は、手続きが必要となりますので、当健保へご連絡ください。</p> <p>※上記「⑥資格喪失の希望を申し出て健保組合が受理したとき」の資格喪失日は、その申出が健保に受理された日の属する月の翌月1日となります。</p> <p>(例) 令和6年7月18日に健保が申出を受理(「資格喪失申出書」が健保に到着) ⇒資格喪失日: 令和6年8月1日 (※保険証の使用は、令和6年7月31日まで)</p>

項目	任意継続被保険者
ご注意	<p>1. <b>事前に国民健康保険とよく比較検討の上、申請をお願いします。</b> 国民健康保険料(税)は、市区町村毎、個人毎に異なりますので、居住地の市区町村にご確認ください。</p> <p>2. 介護保険料の徴収について 介護保険料は、社会全体で支えている「介護」に要する費用に充てられます。 当健保における保険料徴収は、以下の被保険者に対して行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①40歳以上65歳未満の被保険者</li><li>②<u>40歳以上65歳未満の被扶養者がいる、40歳未満または65歳以上の被保険者(特定被保険者)</u></li></ul>

項目	任意継続被保険者
ご注意	<p>【特例退職被保険者制度（以下、特退制度）へ加入を希望される方へ】</p> <p><u>①任意継続被保険者制度加入期間中に特退制度の加入資格要件を満たした場合</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>任意継続被保険者の資格喪失日から3か月以内に、資格取得の申請をしてください。</p> <p><u>②任意継続被保険者期間満了時に特退制度の加入資格要件を満たさない場合</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>後日、特例退職被保険者の加入要件を満たした時に、資格取得の申請が可能となります。</p> <p>※任意継続被保険者期間満了後、国民健康保険加入または家族加入の健康保険の被扶養者となった場合は、年金証書発行日から3か月以内に申請してください。 (国民健康保険または家族加入の健康保険の被扶養者の脱退手続きは、特例退職被保険者の資格取得後に行ってください。)</p>